

神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市防災会議が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条第3項及び同法第42条の2に基づく、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を、神戸市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるための手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(防コミ連携型地区防災計画の規定手続)

第2条 法第42条第3項に基づく地区防災計画の規定は、市内の自主防災組織である防災福祉コミュニティが作成する防災に関する計画（以下「防コミ連携型地区防災計画」という。）を対象とするものとする。

2 防災福祉コミュニティは、次に掲げる書類を計画の対象となる地区を所管する消防署長へ提出するものとする。

(1) 地域防災計画への規定に関する同意書（様式第1号）

(2) 地区防災計画の対象となる計画

(3) その他神戸市防災会議会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類

3 前項の消防署長は、意見書（様式第2号）を添えて、当該地区を所管する区長へ書類を送付する。

4 前項の区長は、意見書（様式第3号）を添えて、神戸市防災会議事務局（危機管理室）へ送付する。

(防コミ連携型地区防災計画の地域防災計画への規定)

第3条 会長は、前条に基づく提出があったときは、神戸市防災会議運営要綱第3条第1項第4号に基づく専決処分により地域防災計画へ規定するものとする。

2 会長は、前項に基づく規定があったときは、次の神戸市防災会議で報告を行うものとする。

(計画提案型地区防災計画の要件)

第4条 法第42条の2に基づく地区防災計画の提案（以下「計画提案」という。）は、地区居住者等が共同して提案できるものとする。

2 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組で、組織体制、平常時及び災害時の活動方法等について定めたもの

(2) 地域防災計画に抵触しない内容

(計画提案の提出)

第5条 計画提案を行うものは、次に掲げる書類を神戸市防災会議事務局へ提出するものとする。

(1) 地区防災計画提案書（様式第4号）

- (2) 地区防災計画の素案
- (3) 計画提案する者が地区居住者等であることを証する書類
- (4) 地区居住者等の合意のもと作成された計画であることを証する書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(事前審査)

第6条 会長は、第4条に基づく計画提案があったときは、次に掲げる事項について、神戸市地区防災計画事前審査会（以下「審査会」という。）を設置し、事前審査を行うものとする。

- (1) 計画提案の内容及び実施体制
- (2) 第3条に基づき策定されている同一計画対象地区を対象とした地区防災計画及び防災福祉コミュニティの活動との整合
- (3) 長期的な活動予定
- (4) その他会長が必要と認める事項

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 危機管理室室長
- (2) 危機管理室計画担当課長
- (3) 市民参画推進局市民協働推進課長
- (4) 消防局予防課長
- (5) 計画提案のあった地区を所管する消防署の消防防災課長
- (6) 計画提案のあった地区を所管する区の総務課長
- (7) その他会長が必要と認める者

3 審査会の委員長は、危機管理室長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表する。

5 審査会は、委員長が招集し、これを開催する。

6 委員長は、審査会の結果を事前審査結果報告書（様式第5号）により会長に報告するものとする。

(計画提案の審議)

第7条 神戸市防災会議は、前条の事前審査の結果に基づき、提案された計画素案を神戸市地域防災計画に定めることについて、審議を行うものとする。

(審議結果の通知)

第8条 神戸市防災会議会長は、前条による審議の結果を審議結果通知書（様式第6号）により、計画提案を行った代表者に通知するものとする。

(準用規定)

第9条 第3条及び第7条に基づき定めた地区防災計画を修正しようとする場合は、第2条から第8条までの規定を準用する。

(庶務)

第 10 条 この要綱に係る庶務は、危機管理室において処理する。

(雑則)

第 11 条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 21 日から施行する。